



# 子ども医療費助成 (乳・子・青)のてびき

乳・子・青 医療証は、医療費にかかる保護者の負担を軽減することを目的として、豊島区が医療費の一部を助成することを証明するものです。

てびき内の下線付きの文字(ページIDなど)をタップすると、豊島区ホームページの関連するページが開きます。

うまく開かないときは、豊島区ホームページの「情報を探す」アイコンから、ページIDを検索してください。

🔍 情報を探す



情報を探す

## 豊島区

### 保険適用の自己負担分

保険のきかない健康診断、予防接種、  
容器代、文書料、差額ベッド代等は対象  
となりません。

### 入院時の食事負担金

(令和5年4月診療分～すべての医療証が対象)

食事療養標準負担額は、  
いったん医療機関窓口へお支払いいただき、  
後日「[4 現金給付申請](#)」をしてください。

### 都内の医療機関の場合

マイナ保険証等＋医療証を提示  
…医療費の自己負担分を支払わずに受診  
できます。

### 都外の医療機関の場合

マイナ保険証等を提示  
…医療費の自己負担分をいったん医療機関  
窓口へお支払いいただき、  
後日「[4 現金給付申請](#)」をしてください。

※ 都外の国保・国保組合加入の方はすべて、  
「[4 現金給付申請](#)」での助成となります。

### 区内で転居したとき、氏名が変わったとき

電子申請でお手続きください。

新しい医療証を送付します。

郵送での申請を希望する場合は、お電話でご相談ください。

### 児童の加入健康保険情報が変わったとき

電子申請でお手続きください。

※東京都外の国民健康保険組合に加入された方は必ずお手続きください。

### 医療証を紛失・汚損したとき

電子申請でお手続きください。

新しい医療証を送付します。

郵送での申請を希望する場合は、お電話でご相談ください。

### 医療証記載の保護者と児童が別居したとき

来庁もしくは郵送でお手続きください。

郵送での申請を希望する場合は、お電話でご相談ください。

### 医療証記載の保護者が亡くなったとき

必要なお手続きをご案内いたしますので、  
ご来庁またはお電話でご相談ください。

### 交通事故等、第三者による行為が原因で 負傷し、医療機関を受診するとき

必要なお手続きをご案内いたしますので、  
ご加入の健康保険組合へマイナ保険証等の  
使用可否についてご確認のうえ、必ずご来  
庁またはお電話でご相談ください。

都外の医療機関や、医療証を使わずに受診した時などは、子育て支援課へ払い戻しの申請をしてください。**区民事務所での手続きはできません。**

### マイナ保険証等を提示して受診した (領収書記載の負担割合が3割以下の)場合

#### 窓口申請の場合(豊島区役所4F)

- ①領収書原本
- ②医療証
- ③児童の健康保険情報が分かるもの  
(資格確認書、マイナポータルからダウンロードした健康保険情報のPDFなど)
- ④振り込み口座が確認できるもの  
※医療証に記載の保護者名義のもの  
一部取扱いできない銀行があります。

#### 郵送申請の場合

- ①子ども医療助成費支給申請書  
様式・記入例はこちら([ページID:47150](#))
- ②領収書原本  
※ 未着など郵送による事故は責任を負えません。郵送する際は、簡易書留や特定記録郵便など、配達記録が残る方法でのご提出をお勧めいたします。

## 小児慢性特定疾病医療費助成、自立支援医療受給者証等、その他の公費受給者証をお持ちの場合

子育て支援課への申請時には、お持ちの医療証に加え、管理票もあわせてお持ちください。

## 領収書の必要項目について

- ①受診者氏名
- ②診療(調剤)年月日
- ③領収額
- ④保険点数および保険負担割合
- ⑤自己負担額
- ⑥入院・外来別
- ⑦医療機関の名称・所在地
- ⑧領収印

※ レシートなど、上記の記載がない領収書では払い戻しができません。  
必要な項目を医療機関・薬局で記載してもらってください。



マイナ保険証等を提示せず受診した  
(医療費を10割支払った)場合

補装具や小児弱視の治療用眼鏡等を作った  
場合

### 豊島区国民健康保険の場合

国民健康保険課にて、保険診療分とまとめて申請を受け付けます。必要書類をご確認の上、豊島区役所3階窓口へお持ちください。  
[ホーム>手続き・届出>国民健康保険>国民健康保険の給付について>療養費>療養費](#)  
[\(ページID:29241\)](#)

### その他の健康保険の場合

- ①領収書(補装具や眼鏡等の場合は診断書も必要)のコピーを事前に取り、保管してください。
- ②加入健康保険に保健診療分の請求を行い、支給決定通知書をもってください。
- ③支給決定通知書の原本と①で保管していた領収書・診断書のコピーと一緒に、残りの自己負担分の現金給付(払い戻し)申請をしてください。

Q

現金給付(払い戻し)申請した領収書は返してもらえますか？

A

領収書は、原則返却できません。

控えが必要な方は、申請前にあらかじめコピーをお取りください。

なお、払い戻しを受けた医療費については、医療費控除の対象外となります。

Q

現金給付申請はいつまでに行えばいいですか？

A

医療費を支払った日の翌日から**5年以内**にご申請ください。

ただし、マイナ保険証等を提示せずに医療費を10割支払った場合や、補装具・小児弱視の治療用眼鏡等を作った場合は、健康保険組合への療養費の請求を**2年以内**に済ませる必要がありますのでご注意ください。

保育園・幼稚園や小・中学校、高等学校等に通う子どもが学校等管理下(登下校時含む)でケガをしたときは、日本スポーツ振興センターから給付が受けられる場合があります。詳しくは学校等にご相談ください。**なお、この場合は医療証の助成対象とはなりませんのでご注意ください。**

高額な医療費の自己負担分を軽減できるように、一定額を超えた部分が払い戻される「高額療養費」制度があります。

制度に該当するかどうかは、ご加入の健康保険にお問い合わせください。

健康保険より支給される高額療養費を除き、区分ウ※で算定した自己負担分が助成対象となります。

「[4 現金給付申請](#)」やホームページをご覧くださいのうえ、お手続きをお願いします。

※区分ウ…自己負担限度額を算定する際の適用区分のこと。

医療機関の精算前に「限度額適用認定証」（マイナ保険証）を提示すると、医療機関への支払いが自己負担限度額までとなり便利です。

交付の受け方等、詳しくはご加入の健康保険へお問い合わせください。



### 豊島区外へ転出したとき

児童の新住所地で改めて申請が必要です。

### 生活保護を受けるようになったとき

### 児童福祉施設に措置により入所したとき

### 小規模住居型児童養育事業を行う者 または里親に委託されたとき

子育て支援課への郵送または来庁にて  
医療証をお返してください。

手続きは原則不要です。

毎年9月下旬ごろ、保護者の方あてに新しい医療証を郵送します。

新小学1年生には(子)医療証、高校生相当年齢になる児童には(青)医療証を3月下旬ごろに郵送します。

Q 出産育児一時金について問い合わせたいのですが？

---

A 出産育児一時金については、ご加入の健康保険(豊島区国民健康保険にご加入の方は、国民健康保険課給付グループ)にお問い合わせください。

・ 国民健康保険課(給付グループ)

03-3981-1296

Q 子ども医療費助成について、医療証に記載の保護者以外が窓口で申請やその他手続きをしたいです。必要なものはありますか？

---

A 保護者または保護者の方と同一世帯の方以外(代理人)の場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

※同一住所にお住まいでも、住民票上の世帯が別であれば同様です。

委任状は必ず、保護者(委任者)の方が全文直筆でご記入ください。

様式や記入例については[「委任状について」](#)(ページID:18185)をご覧ください。

Q 子どもの健康診断や予防接種について問い合わせたいのですが？

---

A 健診や予防接種については、各地域の保健所にお問い合わせください。

- ・ 豊島区保健所 03-3987-4173
- ・ 長崎健康相談所 03-3957-1191

Q 小児慢性疾患・育成医療券等を持っているのですが、医療証とどちらを提示すればいいですか？

---

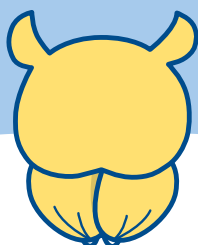
A お持ちの医療証や医療券は、すべて医療機関に提示してください。

Q 子どもの手当について問い合わせたいのですが？

---

A 児童手当等、区で申請を受け付けている手当については、豊島区ホームページ「子どもの手当・医療費助成」([ページID:2070](#))などをご確認のうえ、ご不明な点がございましたら下記へお問い合わせください。

- ・ 子育て支援課(児童給付グループ)  
03-3981-1417



- ① 医療証は、小学校就学前の乳幼児
- ② 医療証は、小学1年生から中学3年生
- ③ 医療証は、高校生相当年齢

(18歳に達した日以降最初の3月31日まで)の児童を対象として、保護者の方に発行しています。

豊島区子ども家庭部  
子育て支援課 児童給付グループ  
豊島区南池袋2-45-1(区役所4階)  
03-3981-1111(代表)  
03-3981-1417(直通)

窓口・電話受付時間 (月)～(金)  
8:30 ～ 17:00  
\* 祝日・年末年始を除く